

令和7年度 学校給食業務事業計画(案)

- (1) 令和7年度 学校給食予定回数
- (2) 令和7年度 学校給食センター別担当校
- (3) 令和7年度 学校給食事業予算
- (4) 令和7年度 学校給食食育事業
- (5) 令和7年度 学校給食費事業

*資料の取扱いにご注意をお願いします。

(3) 令和7年度学校給食事業予算につきましては、令和7年2月に開催の令和7年第1回川越市議会定例会において、審議・議決されたのちに確定するものです。議決前の資料となるため、取扱いにご注意願います。

川越市教育委員会
学校教育部学校給食課

(1) 令和7年度 学校給食予定回数(案)

1 学校給食実施予定回数：(小) 188回 (中) 189回
 2 月平均給食回数 : 17回

実施月	給食実施日	回数(回)	備考
4月	10日(木)～30日(水)	14	小学校1年生は17日(木)から開始
5月	1日(木)～30日(金)	20	
6月	2日(月)～30日(月)	21	
7月	1日(火)～17日(木)	13	
9月	3日(水)～30日(火)	18	
10月	1日(水)～31日(金)	22	
11月	4日(火)～28日(金)	17	
12月	1日(月)～22日(月)	16	
1月	13日(火)～30日(金)	14	
2月	2日(月)～27日(金)	18	
3月	小：2日(月)～23日(月) 中：2日(月)～24日(火)	15 16	小学校6年生 19日(木)終了 中学校3年生 11日(水)終了 特別支援学校3年生 6日(金)終了
合 計		小：188 中：189	

- 学校給食費(月額) 小学校：4,350円 中学校：5,250円
- 小学校1年生の給食は4月17日(木)から9回給食とする。 4月分 2,286円
- 中学校3年生の給食は3月11日(水)まで8回給食とする。 3月分 2,440円
- 特別支援学校3年生の給食は3月6日(金)まで5回給食とする。 3月分 1,525円

(2) 令和7年度 学校給食センター別担当校 (案)

学校給食センター名	担当校数 (食数)	学校名	
		小学校	中学校 (特別支援学校含)
菅間学校給食センター	小学校20校 (10,765食)	川越第一小・川越小 中央小・仙波小・武蔵野小 大塚小・泉小・月越小 今成小・芳野小・古谷小 南古谷小・牛子小・寺尾小 大東東小・大東西小 霞ヶ関東小・上戸小 広谷小・山田小 (10,765食)	
菅間第二学校給食センター	小学校12校 中学校11校 特別支援学校 1校 (11,567食)	新宿小・高階小 高階南小・高階北小 高階西小・福原小 霞ヶ関小・霞ヶ関南小 霞ヶ関北小・霞ヶ関西小 川越西小・名細小 (6,825食)	初雁中・城南中・芳野中 東中・南古谷中・高階中 高階西中・寺尾中・砂中 福原中・山田中 特別支援学校 (4,742食)
今成学校給食センター	中学校11校 (4,696食)		川越第一中・富士見中 野田中・大東中 大東西中・霞ヶ関中 霞ヶ関東中・霞ヶ関西中 川越西中・名細中・鯨井中 (4,696食)
合計 55校	小学校32校 中学校22校 特別支援学校 1校 (27,028食)	32校 (17,590食)	22校 1校 (9,438食)

(3) 令和7年度 学校給食事業予算(案) 【歳入】

(単位:千円)

款	項	目	節	細節	金額		比較	充当先	説明
					7年度	6年度			
使用料 及び 手数料	使用料	教育料 使用料	学校保健 使用料	行政財産 使用料	1,069	1,069	0	特定	電柱使用料、自動販売機設置料、 ガバナーラム使用料、 「菅間第二学校給食センター分」 自動販売機設置料、事業者用駐車 場使用料等
諸収入	雜入	学校 給食費	学校給食費 実費徴収金 (現年度分)	学校給食費 実費徴収金 (滞納繰越分)	1,396,382	1,423,864	△ 27,482	特定	学校給食費 小学校: 845, 425千円 中学校: 550, 957千円
//	//	//	//	学校給食費 実費徴収金 (滞納繰越分)	6,648	6,771	△ 123	一般	学校給食費の滞納繰越分
//	//	教育費雜入	その他雜入	学校給食費 セシタ一施設 整備事業債	1,632	1,518	114	一般	廃食油、段ボールほか売却代金 会計年度任用職員雇用保険料本 人負担分
市債	市債	教育債	学校保健債	学校給食 セシタ一施設 整備事業債	61,800	71,200	△ 9,400	特定	菅間学校給食センター厨房設備改 修事及び冷暖房設備改修工事設 計業務委託に伴う起債
合計					1,467,531	1,504,422	△ 36,891		

令和7年度 学校給食事業予算(案)

款:教育費 項:学校保健費 目:学校給食センター一管理費

(単位:千円)

事業:学校給食センター運営管理

節	金額	比較		説明	
		7年度	割合	6年度	
報酬	100	0.00%	100	0	非常勤職員報酬
報償費	96	0.00%	96	0	報償金
旅費	200	0.01%	200	0	普通旅費
需用費 (内、賄材料費)	1,574,174 1,396,382	75.69% 67.14%	1,709,176 1,537,006	△ 135,002 △ 140,624	消耗品費、食糧費、修繕料、被服費 賄材料費
役務費	15,812	0.76%	18,778	△ 2,966	通信運搬費、手数料
委託料	198,115	9.53%	160,765	37,350	業務委託料、設計監理委託料、施設・備品管理委託料
使用料及び賃借料	3,940	0.19%	3,889	51	使用料及び賃借料
工事請負費	40,766	1.96%	72,380	△ 31,614	工事請負費
原材料費	77	0.00%	0	77	整備等材料費
備品購入費	1,794	0.09%	8,611	△ 6,817	疗用器具費
負担金、補助及び交付金	257	0.01%	237	20	負担金
小計	1,835,331	88.24%	1,974,232	△ 138,901	
報酬	163,122	7.84%	140,887	22,235	会計年度任用職員に関する報酬
職員手当等	56,112	2.70%	47,624	8,488	会計年度任用職員に関する期末手当等
共済費	19,034	0.92%	26,883	△ 7,849	会計年度任用職員に関する共済組合等負担金
旅費	6,282	0.30%	6,781	△ 499	会計年度任用職員に関する費用弁償
小計	244,550	11.76%	222,175	22,375	
運営管理合計	2,079,881	100%	2,196,407	△ 116,526	

(単位:千円)

事業:菅原第二学校給食センター運営管理

節	金額	比較		説明	
		7年度	割合	6年度	
委託料	502,044	95.94%	518,252	△ 16,208	業務委託料(PFIサービス対価C維持管理・運営分)
公有財産購入費	0	0.00%	21,218	△ 21,218	建物購入費(PFIサービス対価B施設整備費の割賦払分)
建物管理料	21,230		0	21,230	建物購入費(PFIサービス対価B施設整備費の割賦払分)
整備運営合計	523,274	96%	539,470	△ 16,196	

(単位:千円)

(4) 令和7年度 学校給食食育事業（案）

児童生徒が学校給食を通して、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、下記の食育を実施予定

- ① 学校の年間計画に位置づけた小学校2年生対象の食に関する指導の実施
小学校全32校の2年生を対象に、食品の3つの働きやバランスのとれた食事の大切さ等の指導を行う。
- ② 小学校5・6年生家庭科における授業の実施
依頼があった学校に対し、家庭科（調理実習含む）の指導を行う。
- ③ 学校における各種食に関する指導の実施
依頼があった学校に対し、給食試食会の講演、学級活動や総合的な学習等における食に関する指導、給食指導などを行う。
- ④ 小学校新1年生就学時健康診断及び入学説明会時における食に関する指導の実施
依頼があった学校に対し、新1年生就学時健康診断及び入学説明会時における保護者向けの食に関する指導を行う。
- ⑤ 広報紙の発行
小・中・特別支援学校の児童生徒の全家庭を対象に、家庭に対する食育の啓発や情報提供を目的とした給食だよりを、4・6・7・11・1月に発行する。
(4月の給食だよりは小学校1年生のみ)
- ⑥ 夏休み料理教室の開催
市内在住の小・中学生とその保護者を対象に、学校給食について理解を深めることと調理の基礎を学習することを目的とした給食に関係した調理実習および食に関する指導を、夏休み期間中に実施する。
- ⑦ 食の発見隊の開催
市内在住の小・中学生とその保護者を対象に、学校給食を通じて、食文化、産業に触れ、食糧の生産、流通、消費について理解を深めることを目的とした調理実習等を実施する。

⑧ 学校給食の啓発普及

・学校給食週間事業（1月24～30日）

広く市民を対象に、学校給食について理解することを目的とした、学校給食に関するパネル展示や資料配布を、全国学校給食週間に合わせて行う。

⑨ 学校給食に関するアンケート

第三次川越市教育振興基本計画において、施策の指標・目標値として「給食がおいしいと感じている児童生徒の割合」を掲げており、小学校6年生と中学校3年生を対象にアンケートを行う。

(5) 令和7年度 学校給食費事業(案)

1 学校給食費実費徴収金（現年度分）歳入

小学校	月額	4,350 円（1年生4月分 2,286 円）
	人数	17,781 名（教職員、センター職員を含む）
	金額	845,425,000 円①
中学校	月額	5,250 円（3年生3月分 2,440 円 特別支援学校3年生3月分 1,525 円）
	人数	9,685 名（教職員、センター職員を含む）
	金額	550,957,000 円②
歳入合計①+②		845,425,000 円 + 550,957,000 円 = <u>1,396,382,000 円</u>

2 学校給食費実費徴収金（滞納繰越分）歳入

平成16年度～令和6年度滞納繰越分	12,754,390 円
歳入合計	12,754,390 円 × 52.13%（収納率） ≈ <u>6,648,000 円</u>

3 学校給食費未納対策

学校給食費の時効は5年となっており、時効を意識した早期の未納対策を講じる必要があります。

(1) 現年対策

- ① 口座振替登録の促進
納入通知書払いの者に年3回（7・10・1月）口座振替登録の案内をします。
- ② 督促状・催告文書
督促状・・・毎月、学校経由で送付します。
催告文書・・・年3回（5・10・1月）郵送します。
- ③ 電話催告
文書催告を行っても納付のない者を対象に隨時実施するほか、年2回（12・3月）の強化期間を設けて行います。
- ④ 臨宅・学校面談後の納付相談
文書催告や電話催告を行っても接触が図れない者や約束不履行の者に年2回（12・3月）の臨宅や、学校面談後の納付相談を実施します。

(2) 滞納繰越対策

- ① 催告文書
年2回（10・1月）郵送します。
- ② 電話催告
文書催告を行っても納付のない者を対象に隨時実施するほか、年2回（12・3月）の強化期間を設けて行います。
- ③ 臨宅・学校面談後の納付相談
文書催告や電話催告を行っても接触が図れない者や約束不履行の者に年2回（12・3月）の臨宅や、学校面談後の納付相談を実施します。
- ④ 児童手当からの充当
滞納者と接触した際、特に学校面談後の納付相談において同意を得るよう心がけます。
- ⑤ 収納対策課への債権移管
臨宅等を行っても、接触が図れない者や約束不履行の者については収納対策課へ債権移管します。